

香南市立香我美小学校いじめ防止基本方針

令和8年3月改定

第1 いじめの定義といじめに対する基本理念

1 基本方針の目的

いじめ防止対策推進法より
(地方いじめ防止基本方針)
第12条 参照

基本方針は、「いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持すること」を目的に、いじめ防止対策推進法 第12条の規定及び香南市いじめ防止基本方針に基づき、香南市立香我美小学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

① 一定の人的関係

同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などである。

物理的な影響

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど。けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断する。

心身の苦痛を感じているもの

当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- ② SNS等、インターネット上で悪口を書かれても、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等の適切な対応が必要である。
- ③ 好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた子どもがどうしたいのか聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要になる。
- ⑤ 不登校との関連： 欠席日数が年間30日に至らない段階でも、いじめの疑いがあれば重大事態に準じて扱う。

(2) いじめの解消の定義

いじめが「解消している」と判断するためには、以下の2点を満たし、組織で決定する必要がある。

- ① 行為の停止： 心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ② 心身の苦痛の解消： 被害児童本人および保護者に対し、面談等で「心身の苦痛を感じていない」ことを確認すること。

※解消後も、再発の可能性を念頭に継続的な注視を行う。

第2 学校いじめ基本方針の策定

本校では、法の理念やいじめ防止に努めることの重要性の認識に立ち、すべての教職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本姿勢をもって、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「香我美小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

【意義】

- ・学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく学校組織として一貫した対応ができる。
- ・児童、その保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの加害行為の抑止となる。
- ・児童の意見を取り入れることで、児童はいじめ防止の取組に主体的に参画できる。
- ・いじめた児童の内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止める、寄り添う姿勢を心がけることにより、「いじめをしない人」へと成長させる。

【内容】

- ・「いじめに向かわない態度・能力の育成」及び「いじめが起きにくく、いじめをゆるさない環境づくりのための具体的な指導内容のプログラム化（道徳、特別活動、学級活動集会活動等における指導）」
- ・ICT活用を含めたアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方について定める。
- ・教職員の資質能力向上を図る校内研修に取り組む。

【留意点】

取組の実施状況を「学校評価」に位置付け、達成目標（アンケート実施率、研修実施数等）を設定し、年度ごとに改善を図る。

学校いじめ防止基本方針を策定・見直しを行う際は、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。また、児童がいじめの問題を自分のこととして考え、議論し、自分たちの意見を表明する機会を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

1 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための「組織」を置く。(いじめ防止対策推進法 第22条)

(1) 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割として次の3点を担う。

- ・いじめをさせない
- ・いじめに気付く いじめに対応する
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(2) 組織の構成員

管理職を含めた教職員（教務・生徒指導担当・養護教諭）で構成するとともに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参加させ、実効性のある人選をする。

学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする。

2. いじめ防止等のために行うこと

(1) いじめをさせない

どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、「いじめをさせない」取組を進めていくことが大変重要である。児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。発達の段階に応じて、特別の教科道徳、学級活動、特別活動などを通じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、論議することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。「いじめや差別は絶対に許されない。許さない。」「見て見ぬふり、知らん顔」をする「傍観者」もいじめに加わっているという認識を児童がもてるよう全教育活動で取り組む。

すべての児童にとって、安全で安心な学級づくりに向けて「人に役に立つ」といった自己有用感や充実感を感じられるようにすることや児童が主体的に活躍できる授業・活動の場を意識的に作り出していく。

- ・ 縦割り班活動の充実（遠足・各集会・清掃活動等）
- ・ あいさつ運動・週間、勤労生産活動の実施
- ・ 各学期ごとのいじめアンケート・生活習慣アンケートの実施
- ・ 児童のよさを認め価値づける実況中継評価を行う。
- ・ ユニバーサルデザインの視点による授業改善と学習活動の充実
- ・ 縦割り班活動による異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
- ・ 安心して自分を表現できる教育活動の実施

- ・ 見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ・ 生活科・総合的な学習の時間を中心に「ひと・もの・こと」との出会いの楽しさや喜びを実感し、豊かな感性、コミュニケーション力、郷土を愛する心を育む。
- ・ 学校行事等全教科全領域における道徳教育・人権教育の視点を大切にした教育活動・体験活推進を行う。

(2) いじめに気づく

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめは周囲からの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。

ICTの活用も含めた毎学期のアンケート調査や教育相談を行うことで児童のSOSを拾いやすくし、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童を見守る。

初期サイン

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 欠席，遅刻が増えた | ② 一人だけ遅れて教室に入ってくる |
| ③ 仲良しでないものとトイレに行く | ④ 給食で好きなものを友だちに譲る |
| ⑤ 下校時に友だちの荷物を持って帰る | ⑥ 言葉遣いが荒れた感じになる |
| ⑦ 衣服が汚れている | ⑧ 用もないのに放課後残っている |
| ⑨ 高価なものを学校に持ってくる 等 | |

(3) いじめに対応する

学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

□情報収集と配慮事項

これまでの記録，被害児童，加害児童，他の児童からの情報，保護者・関係者からの情報
被害児童への聴取…全力で取り組むこと，守りきることを伝え，安心感をもたせる。

加害児童への聴取…事実について受容的に聞く。

いじめている「個人」を否定するのではなく、いじめの「行為」を問題にする。

(4) 学校・家庭・地域で児童を見守る

PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、家庭・地域と連携した対策を推進する。

いじめの未然防止・早期発見のために、子ども同士がつながる，子どもと教職員がつながる，保護者と教職員がつながる，子どもと地域の大人がつながるとともに、全教職員およびスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子どもの見取り等の様々な手段を講じる。

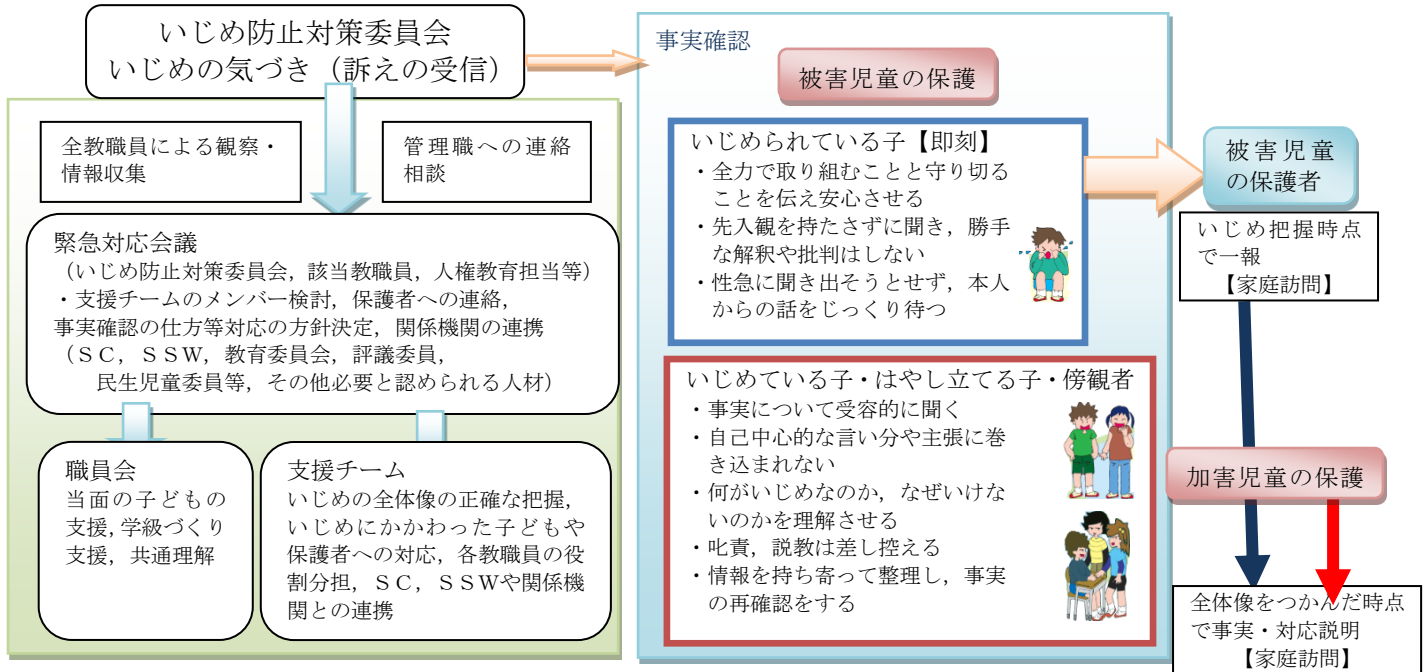
地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで児童を守り、育て、伸ばしていく風土を作っていくことが大切である。

(5) 関係機関とつながり児童を支える

いじめる児童に対して必要な教育上の指導に、十分な効果を上げることが困難な場合などには、専門性の高い関係機関（警察、児童相談書、医療機関、法務局等）が連携し適切な指導や支援を行っていくことが必要である。学校は日常的に関係機関の担当者の連絡先を把握し、連絡会議を開催し、情報共有するなど、すぐに連携を図る。

3 基本的な流れ・組織

- ア. いじめ防止対策委員会…現行の支援委員会（毎月1回開催）をもって充てる。
- イ. 緊急対応会議…校長，教頭，生徒指導担当，該当職員，SC，SSW，PTA会長，香南警署，教育委員会，学校評議員，地元民生委員代表他
- ウ. 各会議，チーム…上記にあるメンバーに必要と認められる人材を含め迅速に招集・開催する。



【香我美小学校 いじめ対応クイックカード(令和8年度)】

1. 認知・報告 (抱え込まない)	2. 事実確認・指導の鉄則
<p>いじめの兆候 (ふざけあい、ネットの噂、表情の変化) の気づき</p> <p>【即日報告】 放課後を待たず、直ちに「いじめ対策組織 (管理職・生徒指導主任)」へ報告。</p> <p>【個人判断の禁止】 「これくらい大丈夫」「様子を見よう」という個人判断は法律・指針違反となり得ることを自覚する。</p> <p>【事実の記録】 感情を交えず「5W1H」で事実のみを速やかにメモする。</p>	<p>【被害児童の保護】 被害児童の安全と安心を確保し、本人の意向を丁寧に聴く。</p> <p>【複数での対応】 聞き取りは必ず複数人で行い、教員間の認識のズレを防ぐ。</p> <p>【加害児童への成長支援】 毅然と指導しつつ、背景にある不安やストレスにも耳を傾け、立ち直りを支える。</p> <p>【情報の集約】 全ての情報は「いじめ対策組織」に集約し、組織として次のアクション (保護者連絡等) を決定する。</p>
3. 「解消」判断の2条件 (再発防止)	4. SOS の出し方・受け止め方
<p>以下の条件を両方満たすまで、事案は「継続中」として扱う。</p> <p>【3か月の経過】 いじめ行為が止まってから、少なくとも3か月が経過している。</p> <p>【本人の安心】 被害児童・保護者が「心身の苦痛を感じていない」と面談等で明言している。</p> <p>・※解消後も、担任・学年・養護教諭等による「組織的な見守り」を継続する。</p>	<p>【受容】 児童が相談に来たら「勇気を出して話してくれてありがとう」とまず受け止める。</p> <p>【約束】 「先生一人で抱え込まず、学校全体であなたを守る」ことを伝え、孤立させない。</p> <p>【多様性への配慮】 特性 (発達障害、性的マイノリティ、外国籍等) に起因する事案には、SC や専門機関の助言を必ず仰ぐ。</p>